

授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

職業能力開発総合大学校長 殿

私は以下 1 ~ 7 の内容を理解した上で、授業料減免の継続を申請します。

- 1 この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合や不正を行った場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 2 所定の期間内に必要な申請書類を提出しても、認定要件を満たさない場合には、減免を受けられないことを承知しています。また、減免を受けられない場合や、満額の減免を受けられなかった場合は、所定の期限までに必要な額を納付する必要があることを承知しています。
- 3 減免の認定を受けた場合であっても、継続して減免を受けるためには半年に 1 回、所定の期間内に継続申請に関する書類一式を提出する必要があること。提出を怠った場合は減免を受けられないことを承知しています。
- 4 継続して減免を受けるためには、最初の認定申請時の認定要件（①国籍・在留資格等に関する要件、③家計の経済状況に関する要件）を満たすだけでなく、半年ごとの審査において②学業成績等に関する要件（廃止の区分に該当しないこと）を満たす必要があることを承知しています。
- 5 廃止の区分に該当した場合は減免を打ち切られること、廃止の区分に該当し、かつ著しく学業成績が不良の場合（災害、疾病等のやむを得ない場合を除いて、修得単位数や出席率が著しく低い場合）や、懲戒処分（退校、停学（3か月以上又は期限の定めのないもの））を受けた場合は、さかのぼって減免を打ち切られるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 6 廃止の区分に継続して減免を受けるためには、最初の認定申請時の認定要件（①国籍・在留資格等に関する要件、③家計の経済状況に関する要件）を満たすだけでなく、半年ごとの審査において②学業成績等に関する要件（廃止の区分に該当しないこと）を満たす必要があることを承知しています。
- 7 申請に関して、校から申請内容の確認や追加書類の提出等を求められた場合には、これに応じる必要があることを承知しています。

※以下のすべての項目を申請者（学生）本人が記入してください。

申請者 (学生)	フリガナ				入校年月	年 月 入校
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	所属課程・学科等				学籍番号	
	学年					

申請書の作成にあたっての注意事項

別紙 1 の提出が必要です。 家計急変による申込を行う場合は、併せて別紙 2 の提出が必要です。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の保有個人情報保護方針、利用目的

1. 当機構は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護します。|
2. 記入された個人情報は、減免の実施に関する事務処理・各種連絡及び業務統計に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

申請者本人及び生計維持者に関する申告

申請者（本人）について

申請者 (本人)	国籍等	日本国		日本国外	
		(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)			
	在留資格	永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者			
		期在限留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)		
			(西暦) 年 月		
永日思するに本	(在留資格が「定住者」の人のみ回答)			あり	なし

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ				申請者と の続柄		
	氏名						
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 -					
		生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)
		令和5年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい			いいえ
	令和5年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい			いいえ	

生計維持者 2	フリガナ				申請者と の続柄		
	氏名						
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 -					
		生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)
		令和5年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい			いいえ
	令和5年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい			いいえ	

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者 (あなた)	生計維持者 1	生計維持者 2
	万円	万円	万円

- ※ 添付する各種証明書類は、マイナンバーや本籍地の記載のないものを提出してください。
- ※ 次の枠囲みに該当する方は、申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の「住民票」（原本）（発行日が3ヶ月以内のもの）1部及び令和5年度（令和4年1月～12月の所得内容）の「課税（所得）証明書」（原本）1部を添付してください。課税（所得）証明書には、市町村民税の所得割額が記載されていることが必要です。市町村の税証明書の窓口に申請してください。

4月入校の後期分または10月入校の前期分の授業料減免（減免期間10月～翌年3月）の継続願の提出者

6月入校の前期分の授業料減免（減免期間6月～11月）の継続願の提出者

7月入校の前期分の授業料減免（減免期間7月～12月）の継続願の提出者

- ※ 上記の該当者のうち、申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、受給期間に令和5年1月1日を含む生活保護決定（変更）通知書等（写し）1部を添付してください。
- ※ 上記の該当者のうち、申請者（学生）本人が独立生計の者に該当すると思われる場合は、事前に校の担当者に相談してください。独立生計者の場合は、健康保険証（写し）1部及び父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（源泉徴収票（写し）等）1部の添付が必要となります。
- ※ 申請者が社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

【注意事項】

1. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

（1）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

①3か月に1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

②半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなること（専門課程在籍時に「廃止」区分に該当した場合、応用課程へ進学した際も支援の対象とならないこと。）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、減免された入校料及び授業料を納付する必要が生じること。

（2）懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になります。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

2. 休学・退校について

（1）休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。

（2）正規の手続きにより休学した場合は、復学後、休学期間分は、授業料減免を申請することが可能です。

3. 不正による認定の取り消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

授業料等減免継続申請書類チェックシート

本人情報	願い出者 ()	課程 (総合課程)
	専攻 (機械・電気・電子情報・建築)	学年 (年)

申請 理由	必須書類	提出書類				
		学生 確認欄	職業大 記入欄	該当者のみ	学生 確認欄	
継 続 申 請	(1) 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書 (様式2)			<国籍> 【学生本人のみ】 いずれか1つを提出すること ① 在留カードの写し	/	/
				② 特別永住者証明書の写し		
	(2) 申請者本人及び生計維持者に関する申告 (様式2別紙1)			③ その他「住民票」の原本等、在留資格や期限が明記されている書類 ※左記(3)と併用可		
				<収入> 生活保護決定(変更)通知書等の写し <独立生計者>いずれも提出すること		
	(3) 市区町村の発行する住民票 (本人及び生計維持者分) ※マイナンバー及び本籍地の記載がないもの	本人		① 健康保険証の写し		
				② 父母の源泉徴収票等の写し	生計維持者1	生計維持者2
	(4) 課税(所得)証明書 (本人及び生計維持者分) ※市区町村の所得割額が確認できるもの	生計維持者1				
	(5) 授業料減免制度要件確認チェックシート					
	(6) 授業料減免継続申請書類チェックシート					

職業大記入欄	受付日 令和 年 月 日	受付番号 2-	受付	確認

授業料等減免制度要件確認チェックシート

参考様式 5

本人情報		願い出者 ()	専攻・学年(機械・電気・電子情報・建築、年)														
		申請内容 (新規 <input checked="" type="radio"/> 継続) • 停止/再開 • 家計急変)															
要件	確認内容		学生 チェック欄	※職業大 使用欄	備考												
生 計 維 持 者	生計を維持している者が、以下の(1)～(4)のいずれかである。		—		(5)に該当する者の例 ・社会的養護を必要とする者または必要としていた者 等												
	(1)父母ともにいる																
	(2)父母どちらか一方がいる																
	(3)父母どちらもいないが、学資負担する者が他にいる(成年後見人等)																
	(4)父母どちらもいない(独立生計である)																
(5)その他 ()																	
国 籍	以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者である。 ※留学生については、対象要件から外れていること(「留学」の在留資格者)。		—														
	(1)日本国籍を有する者である。																
	(2)日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者として本邦に在留する者である。																
	(3)出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者である。																
	(4)出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると能開大等の長が認めた者である。																
学 業 成 績	学修計画書が提出され、かつ、面談により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる。(確認できない場合は、以下(1)から(3)により判断する。)				<留意点> 後日、個別面談により、学修計画書の記載内容の確認を行います。												
	(1)普通課程、専門課程、専門DS、総合課程入校1年以内の場合		—	—													
	(A)高校等の評定平均値が3.5以上である		—		<留意点> 左記の項目については、必要に応じて職業大において要件の確認を行います。												
	(B)入校試験の成績が上位2分の1以上であること		—														
	(C)高校卒業程度認定試験の合格者であること		—														
	(2)応用課程入校1年以内の者については、応用課程入校前の専門課程、普通課程等で本制度による減免の「取消」を受けていない。				<留意点> 「取消通知」を受けた方は、以後の減免を受けることができません。												
	(A)応用課程入校前の専門課程、普通課程等の平均成績が上位2分の1以上であること		—		<留意点> 左記の項目については、必要に応じて職業大において要件の確認を行います。												
	(3)入校後1年以上を経過した者の場合		—	—													
	(A)在校する能開大等における学業成績について、平均成績等が上位2分の1であること		—														
	(B)次の(a)及び(b)のいずれにも該当すること		—														
(a)修得単位数が標準単位数以上であること		—	—	専門課程、応用課程の場合 「標準単位数 = 修了基準単位数(125単位) ÷ 修業年限 × 在籍年数」													
(b)学修計画書の提出を求め、学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。		—	—														
経 済 状 況	学生等及びその生計維持者のそれぞれについて、課税(所得)証明書の所得割額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかに該当する者である。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>100円未満</td> <td>満額免除(上限)</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>100円以上25,600円未満</td> <td>第Ⅰ区分減免額の2/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>25,600円以上51,300円未満</td> <td>第Ⅰ区分減免額の1/3</td> </tr> </tbody> </table>		区分	減免額算定基準額	減免額	第Ⅰ区分	100円未満	満額免除(上限)	第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満	第Ⅰ区分減免額の2/3	第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	第Ⅰ区分減免額の1/3	—	—	
	区分	減免額算定基準額	減免額														
	第Ⅰ区分	100円未満	満額免除(上限)														
	第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満	第Ⅰ区分減免額の2/3														
第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	第Ⅰ区分減免額の1/3															
学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当する者である。																	
【基準額】 ・生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満 ・生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満		—	—														